

マネジメント

コーポレート・ガバナンス

ニッケは、経営の効率化、透明性を向上させ、ステークホルダーの期待に応えながら企業価値の増大を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としています。

コーポレート・ガバナンス体制

ニッケは、取締役会および監査役会で業務執行を監督・監査する「監査役会設置会社」として、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」の構築に努めています。2004年にはアドバイザリーボード(社外有識者の会議体)を設置し、経営者の指名・報酬に関わる業務の確立と、ボードメンバーによる経営の監視およびアドバイスを取り入れる仕組みを導入しました。

また2006年には執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、業務執行機能の強化を図りました。そして取締役会をスリム化し、社外取締役を加えて透明性のある経営を推進しています。

さらに、業務執行機能の強化を図るために、執行役員・常勤監査役・各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成されたグループ経営会議を開催しています。

コーポレート・ガバナンス体制



コンプライアンス・リスク管理

「ニッケグループリスク管理委員会」を中心に、ニッケグループの倫理・法令の徹底・遵守をはじめとして企業を取り巻くあらゆるリスクに対応しています。

コンプライアンス・リスク管理体制

ニッケグループでは、2004年に「ニッケグループ企業倫理委員会」を設置しました。「企業倫理規範」と「企業行動基準」を制定するとともに、これらを記載した「企業倫理ハンドブック」を全社員に配布して徹底を図っています。

2008年12月には、「ニッケグループ企業倫理委員会」を「ニッケグループリスク管理委員会」に改組し、リスク管理上必要な重点テーマを設定して活動しています。

2011年度は、特に、東日本大震災を受けて、BCP(事業継

続計画)と大規模災害時の初動対応の見直しを実施しました。2015年度においても、報告すべき大きな法令違反や企業倫理問題は発生していません。

ニッケグループリスク管理委員会体制



内部通報者の保護

ニッケグループでは、「企業倫理規範」に関わる事柄で、職場内だけでは解決が難しい場合や、上司に相談することが必ずしも適切でない事項について、社員が相談できる窓口を「企業倫理ハンドブック」・社内イントラネットなどで

周知しています。

窓口は2つのルートを設け、相談者のプライバシーを厳重に守る体制としています。2015年度の利用は職場環境問題を中心として3件ありましたが、ほぼ円満に解決しています。